

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月4日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第1号

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会等の所管する行政手続等に係る情報通信を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
法令	規定	法令	規定
略		略	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年 国家公安委員会規則第4号）	略	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年 国家公安委員会規則第4号）	略
		<u>古物営業法施行規則（平成7年国家 公安委員会規則第10号）</u>	<u>第14条の2（古物商が仮設 店舗において古物営業を 営む場合において、当該仮 設店舗の場所を所轄する 警察署長を経由して提出 するものに限る。）</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。